診 断 書

理容師法施行規則第19条第１項第６号

美容師法施行規則第19条第１項第６号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日生 |
| 結核及び感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）を認めません。  上記のとおり診断します。 | | | |
| 年　　月　　日  医療機関名称  医療機関所在地  医師氏名 | | | |